

単 価 契 約 書

岡山県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、
おのおの対等な立場における合意に基づき次の条項により契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

（契約の要項）

第1条 目的物の名称、規格、購入予定数量、契約単価、契約期間、納入場所及び契約保証金は、次のとおりとする。

（1）名 称

（2）規 格

（3）購入予定数量

（4）契 約 単 価

（5）契 約 期 間 自 令和 年 月 日
 至 令和 年 月 日

（6）納 入 場 所

（7）契 約 保 証 金

（契約保証金）

第2条 乙がこの契約による債務を履行しないときは、前条の表(7)の契約保証金（以下「契約保証金」という。）は、甲に帰属し、なお損害があるときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

2 甲は、前項に規定する場合を除き、前条の表(5)に掲げる契約期間終了後に契約保証金を乙に還付する。なお、契約保証金に利息は付さないものとする。

（納入方法）

第3条 甲は、乙に対し給油を要求する場合は、第1条の表(6)の納入場所で給油するものとし、乙に対し指示するものとする。

2 乙は、前項の規定による要求があった場合は、速やかに甲の指定する場所に給油しなければならない。

3 乙は、甲の指定する場所に給油した後、速やかに所定の納品書を甲に提出しなければならない。

4 甲は、前項の納品書を確認し、誤りがある場合は乙に補正を求めるものとする。

（守秘義務）

第4条 乙は、前条に規定する給油の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約の終了後も、同様とする。

（権利及び義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

（検査）

第6条 甲は、必要と認めるときは、乙の供給する目的物の品質について試験研究機関に依頼して検査をすることができる。

（取替え）

第7条 前条の検査に合格しない場合は、乙は、遅滞なく当該目的物を取り替えて再検査を受けなければならない。

2 前条又は前項の場合において、甲が行う検査（同条の検査及び同項の再検査をいう。以下同じ。）に必要な費用及び甲が行う検査のために消耗した物件の損失は、乙の負担とする。

（代金の請求及び支払）

第8条 乙は、第1条の表(4)契約単価の項に規定する契約単価（以下「契約単価」という。）に甲に供給した数量を乗じて得た額の代金（以下「代金」という。）を、毎月末日に集計し（各課別の代金に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるもの

とする。)、所定の手続に従って翌月10日までに甲に請求するものとする。

2 前項の規定による請求に際しては、乙は、甲の各課別に請求の明細書を提出しなければならない。

3 甲は、乙から適正な請求書を受理したときは、その日から30日以内に乙に代金を支払わなければならない。

(契約の変更)

第9条 甲又は乙は、この契約の締結後において市場価格等に変動があった場合は、甲及び乙協議の上、契約単価の変更を行うことができるものとする。

(契約不適合責任等)

第10条 甲は、納入された目的物が種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しないものである場合は、乙に対し、目的物の取替え又は不足分の納入による履行の追完を請求することができる。ただし、乙は甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した内容と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項本文に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて同項に規定する履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に当該履行の追完がないときは、甲は、同項に規定する契約の不適合の程度に応じて代金の減額を乙に請求することができる。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は、同項の規定による催告をすることなく、直ちに代金の減額を乙に請求することができる。

(1) 第1項の規定による履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が第1項の規定による履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質により特定の期限又は一定の期間内にこの契約による債務を履行しなければ、この契約の目的を達成することができない場合において、第1項の規定による履行の追完がなくその時期を経過したとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、甲が前項の規定により催告をしても第1項の規定による履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 第1項の規定による契約の不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、乙に対し、前2項の規定による代金の減額の請求をすることができない。

5 前各項の規定は、損害賠償の請求及び契約の解除権の行使を妨げるものではない。

6 乙が種類又は品質に関してこの契約の内容に適合しない目的物を甲に納入した場合において、甲がその不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、契約金額の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が納入の時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。

(契約の解除)

第11条 乙がこの契約による債務を履行しない場合において、甲が相当の期間を定めて乙に催告をし、その期間内に当該債務の履行がないときは、甲は、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は、同項の規定による催告をすることなく、直ちに契約を解除することができる。

(1) 乙が甲の正当な給油の要求があったにもかかわらず甲に給油しないとき。

(2) 乙がこの契約による債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) この契約による債務の一部の履行が不能である場合又は乙が当該債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみではこの契約の目的を達成することができないとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、乙がこの契約による債務の履行をせず、甲が乙に前項の規定による催告をしてもこの契約の目的を達成するに足りる程度に乙が当該債務を履行する見込みがないことが明らかであるとき。

3 前2項の規定にかかわらず、甲は、次に掲げる場合には、この契約を解除することができる。

(1) 甲が行う検査に際し、乙若しくはその代理人等が甲の職員の職務執行を妨げたとき、又は偽りその他不正の行為(第14条の規定に該当する場合を除く。)を行ったと認めたとき。

(2) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(乙が個人である場合にはその者を、法人である場合には暴力団員による

- 不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- ロ 役員等が暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にあると認められるとき。
- ハ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ニ 暴力団員等、暴力団又は暴力団員等の統制下にある者並びに暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) その他乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。
- 4 前3項の規定により甲がこの契約を解除しようとする場合において、乙が契約保証金の納付を免除されているときは、契約単価に購入予定数量（この契約に基づき既に供給した数量をこの契約の開始の日からこの契約を解除する日までの日数で除して得た1日当たりの供給量にこの契約の解除の日の翌日から第1条の表に規定する契約期間の末日までの日数を乗じて得た数量）を乗じて得た額の100分の10に相当する額の違約金を甲に支払わなければならない。
- 5 乙は、前項の違約金の額を超えて甲に損害を及ぼしたときは、その損害額を賠償しなければならない。
- 第12条 甲は、この契約による債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、前条第1項及び第2項の規定によりこの契約を解除することができない。
- 第13条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 甲の責めに帰すべき事由により、目的物を供給することができないと認められたとき。
- (2) その他甲がこの契約に定める義務を履行しないとき。
(談合等不正行為に伴う契約の解除)
- 第14条 甲は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条第1項若しくは第2項の規定による措置命令、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、かつ、当該納付命令が確定したとき。
- (2) 乙（乙が法人である場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑に処せられたとき。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責めを負わないものとする。
(契約解除の通知)
- 第15条 甲又は乙は、この契約を解除しようとするときは、書面により速やかに相手方に通知しなければならない。
(遅延利息)
- 第16条 甲の責めに帰すべき事由により、甲が第8条第3項に規定する期間内に代金を乙に支払わない場合は、乙は、当該期間の満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額につき年2.5%の割合を乗じて得た金額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。ただし、当該遅延利息の金額が100円未満の場合は、乙は、これを請求しないものとする。
(賠償の予約)
- 第17条 乙は、第14条第1項の規定に該当する場合は、甲がこの契約を解除するか否かにかかわらず、契約金の100分の20に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。この契約の終了後においても、同様とする。ただし、同項各号のいずれかに該当する場合で、その審決の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りでない。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合に

において、その超過分につき甲が乙に対し賠償を請求することを妨げるものではない。
(違約金等の徴収)

第18条 乙がこの契約に基づく、違約金、損害金又は賠償金（以下「違約金等」という。）を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、当該期間の満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額につき年2.5%の率を乗じて得た金額の遅延利息の支払を乙に請求するものとする。

2 乙に対して、甲が支払う契約金又は契約保証金の還付金があるときは、違約金等と相殺し、なお不足があるときは、乙はその不足額を追徴する。

(費用の負担)

第19条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(協議)

第20条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 買 主

乙 売 主

※この書類は落札後、契約締結時に提出してください。

(参考②)

法人用

誓 約 書

当社又は当団体は、次のことを誓約いたします。

また、必要な場合には、このことについて岡山県警察本部に照会することを承諾します

。

記

- 1 当社又は当団体の役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。）は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - （1）暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（令和22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
 - （2）暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
 - （3）暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 1の各号に掲げる者が、当社又は当団体の経営に実質的に関与していません。

令和 年 月 日

岡山県健康の森学園長 奥山 巧 殿

所 在 地

名 称

役 職 名
氏 名

印

・裏面もご確認ください。
・誓約書は契約ごとに提出してください。

記入時の注意事項

◎ 代表者が記入する場合

- ・ 所在地、名称、役職名及び氏名欄には、登記されている主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の役職及び氏名を記名し、代表者印又は契約書に使用する印を押印してください。

◎ 受任者が記入する場合

- ・ 契約に関して、入札参加資格審査申請時に県所定の様式による委任状が提出されていれば、当該委任状中の権限の委任により、この誓約書の内容について記入し、誓約する権限は、受任者が有していますが、契約の解除につながる可能性のある重要な内容なので、念のため事前に委任者に記載内容について確認しておいてください。
- ・ 所在地、名称、役職名及び氏名欄には、受任者の住所、社名及び支店等の名称並びに受任者の職氏名を記名し、契約書に使用する印を押印してください。

(参 考)

岡山県暴力団排除条例（令和 22 年岡山県条例第 57 号）（抄）

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）

第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。

(3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。

(4)～(6)略

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和 3 年法律第 77 号）（抄）

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 略

(2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

(3)～(5)略

(6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

(7)・(8)略

（暴力的要求行為の禁止）

第 9 条 指定暴力団等の暴力団員（以下「指定暴力団員」という。）は、その者の所属する指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等（当該指定暴力団等と上方連結（指定暴力団等が他の指定暴力団等の構成団体となり、又は指定暴力団等の代表者等が他の指定暴力団等の暴力団員となっている関係をいう。）をすることにより順次関連している各指定暴力団等をいう。第 12 条の 3 及び第 12 条の 5 において同じ。）の威力を示して次に掲げる行為をしてはならない。

(1)～(20)略

(21) 行政庁に対し、自己若しくは次に掲げる者（以下この条において「自己の関係者」という。）がした許認可等（行政手続法（令和 5 年法律第 88 号）第 2 条第 3 号に規定する許認可等をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る申請（同条第 3 号に規定する申請をいう。次号において同じ。）が法令（同条第 1 号に規定する法令をいう。以下この号及び次号において同じ。）に定められた許認可等の要件に該当しないにもかかわらず、当該許認可等をすることを要求し、又は自己若しくは自己の関係者について法令に定められた不利益処分（行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。以下この号及び次号において同じ。）の要件に該当する事由があるにもかかわらず、当該不利益処分をしないことを要求すること。

イ 略

ロ 法人その他の団体であって、自己がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となっているもの

ハ 略

(22)～(27))略

※この書類は落札後、契約締結時に提出してください。

(参考②)

個人用

誓 約 書

私は、次のことを誓約いたします。

また、必要な場合には、このことについて岡山県警察本部に照会することを承諾します。

記

- 1 私は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（令和2年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
 - (2) 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
 - (3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 1の各号に掲げる者を経営に実質的に関与させていません。

令和 年 月 日

岡山県健康の森学園長 奥山 巧 殿

所 在 地

屋 号

氏 名

印

・裏面もご確認ください。
・誓約書は契約ごとに提出してください。

(参 考)

岡山県暴力団排除条例（平成 22 年岡山県条例第 57 号）（抄）

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。

(3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。

(4)～(6)略

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）

（抄）

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 略

(2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

(3)～(5)略

(6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

(7)・(8)略

（暴力的要求行為の禁止）

第 9 条 指定暴力団等の暴力団員（以下「指定暴力団員」という。）は、その者の所属する指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等（当該指定暴力団等と上方連結（指定暴力団等が他の指定暴力団等の構成団体となり、又は指定暴力団等の代表者等が他の指定暴力団等の暴力団員となっている関係をいう。）をすることにより順次関連している各指定暴力団等をいう。第 1 2 条の 3 及び第 1 2 条の 5 において同じ。）の威力を示して次に掲げる行為をしてはならない。

(1)～(20)略

(21) 行政庁に対し、自己若しくは次に掲げる者（以下この条において「自己の関係者」という。）がした許認可等（行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号）第 2 条第 3 号に規定する許認可等をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る申請（同条第 3 号 に規定する申請をいう。次号において同じ。）が法令（同条第 1 号に規定する法令をいう。以下この号及び次号において同じ。）に定められた許認可等の要件に該当しないにもかかわらず、当該許認可等をすることを要求し、又は自己若しくは自己の関係者について法令に定められた不利益処分（行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。以下この号及び次号において同じ。）の要件に該当する事由があるにもかかわらず、当該不利益処分をしないことを要求すること。

イ 略

ロ 法人その他の団体であって、自己がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となっているもの

ハ 略

(22)～(27)略

地方自治法施行令（抜粋）

（参考③）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げたとき。
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

岡山県財務規則（抜粋）

（参考④）

（入札保証金の納付）

第131条 一般競争入札に参加しようとする者は、入札前までにその者の見積もる契約金額の100分の5（インターネットを利用した一般競争入札により普通財産の売払いの契約を締結しようとする場合にあっては、予定価格の100分の10）以上の入札保証金を納付しなければならない。

- 2 前項の規定による入札保証金の納付は、次に掲げる担保のうちから契約担当者が定めるものの提供をもつてこれに代えることができる。
- (1) 国債及び地方債
 - (2) その他知事が確実と認める担保

（入札保証金の減免）

第133条 一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、第131条の規定にかかわらず、入札保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

- (1) 当該一般競争入札に付する入札について、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 当該一般競争入札に付する入札について、知事が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）と契約保証の予約をしたとき。
- (3) 第130条第1項の一般競争入札の参加者の資格を有し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 過去2年間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結してこれらを全て誠実に履行し、かつ、当該契約を締結しないこととなるおそれがないと

認められるとき。

(5) その他前各号に準ずると知事が認めるとき。

(入札の無効)

第140条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加することのできない者のした入札
- (2) 談合してした入札
- (3) 入札保証金の納付を要する場合において、入札保証金の納付がない入札又は当該納付額が不足する入札
- (4) 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明である入札
- (5) 同一事項について2以上の入札をした入札
- (6) 指定の日時までに到達しない入札
- (7) 第135条の規定に違反する代理人のした入札
- (8) 前各号に掲げるもののほか、入札について条件に違反した入札

(契約保証金の納付)

第153条 契約を締結しようとするときは、契約者は、契約金額（インターネットを利用した一般競争入札により締結する普通財産の売払いの契約にあつては、予定価格）の100分の10以上の契約 保証金を納付しなければならない。

2 第131条第2項の規定は、前項の規定による契約保証金の納付についてこれを準用する。

(契約保証金の減免)

第155条 次の各号のいずれかに該当するときは、前2条の規定にかかわらず、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

- (1) 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 過去2年間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結して、これらをすべて誠実に履行し、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、支払代金が即納されるとき。
- (6) 公有財産を売り払う契約を締結する場合において、支払代金が即納されるとき又は契約者が契約の履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 契約書を作成しない場合において、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) その他前各号に準ずるものと知事が認めるとき。